

学生の修学支援

【特待生制度】

一般選抜の成績上位 38 名（前期 35 名、後期 3 名）のうち入学した者を特待生として、1 年次の授業料（2,500,000 円）を免除します。

また、グローバル特別選抜の成績上位 10 名のうち入学した者を特待生とし、1 年次及び 2 年次の授業料（計 5,000,000 円）を免除します。

【奨学金等の制度】

本学では、大学独自の奨学金や自治体の奨学金及び金融機関との提携による融資など、奨学金制度を充実させ、学生を支援しています。

(1) 日本医科大学医学部奨学金（年間事業費：6,500 万円）

①日本医科大学新入生奨学金（新入生対象）

学業・人物ともに優れている学生に対し、経済的な状況も考慮し、初年度の学納金の一部を無利子で貸与する制度です。

〔令和 7 年度実績〕貸与人数：8 名（平均貸与額：年額約 112 万円）

〔令和 6 年度実績〕貸与人数：11 名（平均貸与額：年額約 146 万円）

〔令和 5 年度実績〕貸与人数：8 名（平均貸与額：年額約 120 万円）

②日本医科大学奨学金（在学生 2 年次～6 年次）

学業・人物ともに優れている学生に対し、経済的な状況も考慮し、学納金の一部を無利子で貸与する制度で、毎年度募集し 1 年ごとに貸与します。

〔令和 7 年度実績〕貸与人数：21 名（平均貸与額：年額約 94 万円）

〔令和 6 年度実績〕貸与人数：22 名（平均貸与額：年額約 90 万円）

〔令和 5 年度実績〕貸与人数：24 名（平均貸与額：年額約 75 万円）

(2) 日本医科大学医療健康科学部奨学金（年間事業費：1,260.5 万円）

①給付型奨学金

成績優秀者に対し、経済的な状況も考慮し、授業料の全額（各学年 1 名）もしくは半額（各学年 2～3 名）を給付する制度です。毎年度募集しますが、第 1 学年は一般選抜の成績上位者に対し給付します。

②貸与型奨学金

成績優秀者に対し、経済的な状況も考慮し、90 万円もしくは 40 万円を無利子で貸与する制度です。毎年度募集し、1 年ごとに貸与します。

(3) 日本医科大学父母会奨学金（年間事業費：1,200 万円）※在学生 2 年次～6 年次

経済的に困窮し、かつ学業・人物ともに優れた学生に対し、学納金の一部を無利子で貸与する制度で、毎年度募集し1年ごとに貸与します。

〔令和7年度実績〕貸与人数：11名（平均貸与額：年額約100万円）

〔令和6年度実績〕貸与人数：14名（平均貸与額：年額約86万円）

〔令和5年度実績〕貸与人数：8名（平均貸与額：年額約106万円）

(4) 日本医科大学特別学資ローン制度（年間事業費：2,000万円）※在学生2年次～6年次

本学が保証人となることにより、学費相当額を上限として無担保で金融機関から融資が受けられます（在学中の借入総額の上限は、2,000万円）。

〔令和7年度実績〕融資人数：2名（平均融資額：年額75万円）

〔令和6年度実績〕融資人数：6名（平均融資額：年額163万円）

〔令和5年度実績〕融資人数：6名（平均融資額：年額172万円）

(5) 地域枠による奨学金及び主な自治体奨学金 ※詳細は県のウェブサイトをご確認ください。

①千葉県地域枠

【人数】7名（前期4名、後期3名）

【貸与額】月額20万円（6年間総額1,440万円）

②埼玉県地域枠

【人数】2名（前期1名、後期1名）

【貸与額】月額20万円（6年間総額1,440万円）

③静岡県地域枠

【人数】4名（前期3名、後期1名）

【貸与額】月額20万円（6年間総額1,440万円）

④東京都地域枠

【人数】5名（前期5名）

【貸与額】総額2,200万円（6年間の学費全額）及び生活費として月額10万円

⑤新潟県地域枠

【人数】2名（前期1名、後期1名）

【貸与額】月額30万円（6年間総額2,160万円）

(6) 医療健康科学部の主な自治体奨学金 ※詳細は県のウェブサイトをご確認ください。

①神奈川県看護師等修学資金

1) 看護師等の養成施設に在学している学生

- 2) 成績が優れ、かつ、身体が健康である学生
- 3) 卒業後、神奈川県内において看護職の業務に従事する意思を有する学生に対し、学士課程の修了まで月額2万円を貸与する制度で、卒業後、下記の施設に5年(3年)継続して従事したときは返還免除を受けることが可能です。
 - 〔5年〕200床以上の病院、保健所等
 - 〔3年〕200床未満の病院、精神病床数が8割以上の病院等

②川崎市看護師等修学資金

看護師養成施設に在学しており、卒業後、川崎市内の保険医療機関等に看護師等として勤務しようとする学生に対し、貸与を決定した年度の4月から学士課程の修了まで月額3万2千円を貸与する制度で、卒業後、貸与を受けた期間に1年間を加えた期間、市内の保険医療機関等において引き続き看護業務に従事したときは返還免除を受けることが可能です。

(7) 日本学生支援機構奨学金（第一種・第二種）

詳細は日本学生支援機構のホームページをご覧ください。

(8) 金融機関等との提携ローン制度

入学者及び在学者に対して、日本医科大学が提携する銀行または信販会社より、学納金の融資等を受けられる制度です。

(9) その他

経済的に困難な学生に対して、2年次以降は学費の分納・延納制度があります。

【学生教育研究災害傷害保険制度】

本学学生は、種々の教育研究活動および通学中の災害に対する被害救済の措置として、(財)日本国際教育支援協会の学生教育研究災害傷害保険に加入しています。この保険は、入学時に医学部では6ヵ年分、医療健康科学では4ヵ年分の保険料を納めることにより、正課授業、課外活動および通学中の災害に対し補償される制度です。

【国際交流】※医学部のみ

海外の病院での臨床実習も可能

第6学年で履修する臨床実習を海外の病院で行うことができます。第6学年の4月から5月にかけて行う選択臨床実習の実習先には海外の病院も含まれており、毎年、提携大学であるハワイ大学やジョージワシントン大学等を選択して実習に臨む学生が多数います(助成金制度あり)。

国際交流も積極的に推進

国際交流センターを窓口として、毎年約 50 名もの留学生が本学のキャンパスで学んでいます。世界各国の医療機関や大学とも協定を結び、学生の派遣・受け入れや教員間の交流を図っています。海外からの研究者も毎年 30 数名ほど本学に在籍し、最先端の研究を行っています。